

国から公益法人が委託等を受けて行っている事務・事業 についての政策評価書(概要)

1. 趣旨

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」に基づき、国から公益法人が委託等を受けて行っている以下の2つの業務について政策評価を実施した。

2. 政策評価対象及び評価概要

評価対象業務	評価の概要
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律に基づき、指定登録機関(財団法人ソフトウェア情報センター)が実施するプログラム著作物の登録、謄本の交付及び登録を行った旨の公示等。	これまでの実績から判断し、指定登録機関に業務委託することにより、本登録制度の業務の適正かつ迅速な遂行が可能である。これらの評価結果を踏まえ、今後も指定登録機関において業務を行うことが適当
技術士法に基づき、指定機関(社団法人 日本技術士会)が実施する技術士試験の実施、技術士及び技術士補の登録の実施に関する事務。	本事業に対し国費は投入されておらず、技術士の登録者数は毎年着実に増加している。また、試験事務及び登録事務については円滑に遂行され、期待した効果が得られている。これらの評価結果を踏まえ、今後も指定機関において業務を行うことが適当。

【参考】

「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」(抜粋)

(4) 事務事業の定期的検証

委託・推薦等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。～(略)～また、少なくとも3～5年ごとに政策評価(行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。)を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行う。